

8月定例会議会における議案に対する意見募集

No.3 公共下水道条例の一部改正について（議案第16号）

本市の下水道整備は、昭和29年から着手し62年が経過しています。

整備には多大な時間と多額の費用を必要とすることから整備進捗を示す人口普及率は、平成28年度末で76.0%の状況です。

下水道事業は整備途上の事業であるため、整備が進み、施設が増加するのに合わせて維持管理コストも増加する傾向にあります。

今回の議案は、下水道事業の継続的で健全な事業運営を図るために条例を改正し、下水道使用料を改定（値上げ）しようとするものですが、今回の議案に対するご意見を募集します。

<議案第16号>

四日市市公共下水道条例の一部改正について

1 目的

下水道事業を通じて、市民により良い生活環境を今後も提供していくために、下水道施設の整備進捗に見合った下水道使用料に改定を行うことによって、健全な事業運営を図るものです。

2 下水道使用料改定の理由

- ① 下水道の汚水処理に係る費用（汚水処理費用）は、利用者が限定されることから受益者負担という考えのもと、その費用負担については下水道使用料で賄うことが原則とされています。

汚水処理費用は、薬品費や電力料などの維持管理費と施設の整備に係る資本費から構成されており、現行の下水道使用料は、維持管理費の100%と資本費の55%（資本費回収率）を賄っています。

本市の資本費回収率は全国平均と比較しても低い状況にあるとともに、前回改定を行った平成20年度より低い状態にあるため使用料改定が必要な状況です。

	四日市市(平成28年度)	全国平均(平成27年度)
資本費回収率	55.1 (%)	72.1 (%)

② 汚水処理費用で不足する残りの資本費 45%は、市税を財源に繰出金として補填されていますが、市税は、下水道を利用していない市民も負担しており、繰出金については、一定の下水道使用料を負担いただいたうえで適正に繰出されることが求められています。

なお、使用料改定を行わなかった場合、市税からの繰出金は、以下のように増加が見込まれます。

	平成 28 年度	平成 30 年度
繰出金	20.5 (億円)	26.8 (億円) 見込

このようなことから、市税からの繰出金を抑制し、下水道事業(汚水)の採算制を高め、負担の公平性を改善することにつなげ、継続的で健全な事業運営を図るため使用料改定をお願いするものです。

3 改定の内容

①平成 30 年 4 月からの改定とします。

②水量区分ごとの単価に定額 1 m³当り+43.2 円 (税抜+40 円) を加算します。

(平均改定率：24.8%)

- ・当面の目標を資本費回収率の全国平均(72%)とする中で、今回の改定においては市民生活への影響に考慮して段階的な措置として資本費回収率が約 65%となる改定とします。

《使用料体系》

			《税込》		
			単価 (円/m ³)		
			現行	改定後	差額
一般汚水	基本使用料	5m ³ まで	486.0	702.0	216.0
	超過使用料	6～30m ³	140.4	183.6	43.2
		31～100m ³	226.8	270.0	43.2
		101～500m ³	324.0	367.2	43.2
		501m ³ ～	367.2	410.4	43.2
公衆浴場			16.2	16.2	0.0
その他汚水	工事用		367.2	410.4	43.2
	その他		140.4	183.6	43.2

4 改定の影響

主な水量の下水道使用料改定による影響額は次のとおりです。

(円：税込)

使用量 (m ³ /月)	現行使用料	改定後使用料	差額
5	486	702	216
10	1,188	1,620	432
15	1,890	2,538	648
20	2,592	3,456	864
30	3,996	5,292	1,296
50	8,532	10,692	2,160
100	26,676	30,996	4,320
500	156,276	177,876	21,600
1,000	339,876	383,076	43,200